

平成 29 年第 2 回定例会

大野誠一郎による質疑応答全文（6 月 15 日）

大野誠一郎

通告により一般質問を行います。

課題として、1.道の駅について、2.農業委員の選考基準について、3.キャンプ地誘致についてでございます。

まずはじめに、道の駅についてお伺いしたいと思います。

道の駅については、3 月にも質問いたしましたけれども、その中でイニシャルコスト、そして、ランニングコストについて質問をしたわけでございますけれども、少し疑問の点、腑に落ちない点もございますので、再質問をしたいと思います。

まず、イニシャルコストについて答弁をお願いしたいと思います。

龍崎隆総合政策部長

道の駅基本計画では、道の駅整備の概算事業費を約 17 億円としております。本道の駅は、道路管理者である国土交通省との一体型整備を予定していることから、休憩情報施設、これはトイレ、情報提供施設と駐車場の一部につきましては、国が直接費用を負担して整備することとなり、概算事業費に占める国の負担分をおおむね 3 億円程度と想定しております。

したがって、本市が負担する施設整備費は約 14 億円となります。14 億円の事業費のうち、起債充当額が 9 億 7,000 万円であり、一般財源相当額といたしまして 4 億 3,000 万円の支出となります。

健全な財政運営に関する取り組みの推進を図ることを目的として制定いたしました龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例では、公共施設を整備しようとする場合、財政運営への影響額を試算し、公表することとしております。同条例施行規則第 11 条におきまして、当該施設の用地費、建設費、初度調弁費、その他の初期費用を投資的経費と規定しております。また、当該施設の管理運営に必要な人件費、物件費、建設財源とするための地方債の償還費、その他の経常的費用で向こう 30 年間の所要見込み額を経常的経費と規定しております。

したがって、償還費は経常経費となることから、前回のご質問でも 14 億円から起債充当額の 9 億 7,000 万円を差し引いた 4 億 3,000 万円をイニシャルコストとしてお答えをしているところでございます。

大野誠一郎

前段、中段は納得するんですが、最後のイニシャルコストが約 4 億 3,000 万円ですと、これが正直言いまして納得がいかないわけでございます。部長は、いわゆる影響額という観点から言っておりますので、そのような形になるかと思うんですが、私が聞いているのは、ただ単純に市民感情でいうならば、一体道の駅は幾らかかるの、こういった単純な質問なわけでございます。

したがって、前段の大体概算の金額が 17 億円と、そして、国の負担分が 3 億円、そして 14 億円が当市の負担額でありますということを前段でおっしゃっています。そこまで結構でございます。

言うなれば、イニシャルコストとして 14 億円かかると、これが私が求めている答弁でありまして、財政の影響額云々からいう投資的経費、そして、ランニングコストでいえば経常的経費と、こういったものに関しましては求めているものではありません。確認がとれたというふうに思います。

その件に関しては、以上でございます。

それで、続きましてはランニングコストでございます。これにつきましては、非常に利用料金制における指定管理者から支払われる額でもって賄われますよということが、非常に強調されたものですので、その後の 17 億円が 30 年間におけるランニングコストですというものでございます。そういったことを考えますと、非常に指定管理者の利用料金制が非常に大きくクローズアップしなくちゃならないというような思いから、この利用料金制の仕組みをもう一度お願いしたいと思います。

龍崎隆総合政策部長

道の駅基本計画とあわせて行いました、管理運営調査での収支シミュレーションでは、施設の管理運営に要する経費、人件費、光熱水費、事務費等は物販や飲食での販売収入及び利用料金収入、これテナント料になりますが、をもって充てることができることから、市からの指定管理料を必要としない利用料金制を採用するものとしております。

また、指定管理者は年間利用者数に応じ、一定の収益が生じるため、市はその対価として地域振興施設の減価償却費をベースとした総額及び営業利益に応じた額を納付金として納付させることを想定しております。

なお、納付金が指定管理者の経営リスクやインセンティブ効果の低減につながる事態を避けるため、事例調査等を踏まえ、利用者数や年間営業利益に応じ、納付額に変動制を持たせることとしております。

想定といたしましては、減価償却費をベースとした総額については、指定管理者の年間営業利益の額にかかわらず、目標年間利用者数である 70 万人を区切りとし、来場者数が 70 万人未満の場合には、減価償却費をベースとした相応額の 25%、来場者数が 70 万人以上の場合には、50%を納付させるものとしております。

また、営業利益につきましては、指定管理者のインセンティブ効果を十分に発揮させるため、1,000 万円未満の場合には納付金を免除し、1,000 万円以上の場合には営業利益の 5%、2,000 万円以上の場合には 10%、3,000 万円以上の場合には 15%と、それぞれ変動的な設定としております。

開業当初から 2 年間については目標利用者数を 50 万人としており、その場合、指定管理者の営業利益は 1,000 万円未満と試算されていることから、指定管理者が市に納付する納付金は減価償却をベースとした相応額の 25%であります約 580 万円のみを納付させるものとしております。

一方、開業から 3 年目以降につきましては、目標利用者数を 70 万人としており、その結果、指定管理者の営業利益は約 2,000 万円以上と試算されていることから、指定管理者が市に納付する納付金は減価償却をベースとした相応額については 50%に当たる約 1,200 万円、営業利益に対しては営業利益の 10%に当たる約 200 万円、合計約 1,400 万円を納付金として納付させるものとしております。

ただし、これらの数値は目標値とする利用者数や売上高などを基準として試算したものであります。

先ほども述べましたように、納付金は指定管理者の経営リスクやインセンティブ効果の低減につながることもなる一方で、市の財政負担の抑制にも寄与するものですので、最終的な納付金の設定については、今後予定している指定管理候補者の選定の中で慎重に検討を重ねてまいりたいと考えております。

大野誠一郎

ランニングコストという形で考えるならば、計算しやすいように単純に考えますと、30年間で17億円、年間でいいますと5,700万でしょうかね、その5,700万から今お話のあった利用料金制による収入が、一、二年目は578万、そして、3年目からは約1,400万ですね、3年目から30年目まで等しく1,400万を収入として入る。つまり先ほど話しました5,700万から1,400万を引いた4,300万が私はマイナスによるランニングコストであろうというふうに考えます。これは単純ですね、単純に計算をした場合、いわゆる平準化した場合。

そこでですが、それを指摘した上でのお話なんですけれども、今しがた利用料金制のお話をさせていただきました。この利用料金制の中で、まず固定費の算出の仕方、いわゆる減価償却費相応分としての固定費に対する掛け率の設定が、先ほど説明があったとおり、年間利用者数に対する掛け率として70万人未満の場合は25%、70万人以上は50%、この固定費に対する掛け率の設定、そして、営業利益に対する掛け率の設定としましては、先ほども説明があったように1,000万円以内はゼロですよ。営業利益、これは全くその他の経費を除いた指定管理者のもうけイコール利益ですね、営業利益ですね、これが1,000万円未満の場合はゼロ%、1,000万円以上は5%、2,000万円以上は10%、3,000万円以上は15%、そして、当市における70万人を想定していた場合には、二千何百万かの営業利益が生ずるであろうと。したがって、1割の230万円をシミュレーションとして考えているわけですね。つまり指定管理者は2,388万ぐらいの利益があるだろうという形でシミュレーションを行っております。そして、その30年間の総額が4億ということになります。その4億が市に入ってきますということだろうと思います。単純に言えば、17億から4億引いて13億は30年間にわたって当市が負担するものであろうということだろうと思うんですけれども、この掛け率の根拠についてお尋ねしたいと思いますが、いかがでしょうか。

龍崎隆総合政策部長

営業利率に対する掛け率につきましてお答えをいたします。

これにつきましては、民間企業による指定管理をしている道の駅の事例や農産物や加工品の直売施設の事例などを参考に、調査の中で設定したものでございます。

大野誠一郎

固定費に対する答弁がないわけなんですけれども、なぜこの質問をするかといいますと、今、営業利益に対する掛け率はいろいろな参考事例によるものですということでございます。

しかしながら、1,000万円未満はゼロということになりますと、1,000万から固定費を除いた420万、2,000万の場合には、このシミュレーションでいえば2,300万から約300万を利用料金として引いた2,000万、さらに3,000万の場合には15%ですから450万、2,500万、つまりその金額は間違いなく指定管理者は利益があるということでございます。

先ほどもお話ししましたとおり、市としては17億からこの利用料金4億から引いた、差し引いた金額

13 億をいろいろな形で支払うわけですが、片や指定管理者は最低でも 500 万から 2,000 万の利益は確実とすると、そういう内容のものだろうと思います。

中断したわけですが、先ほど中断しましたが、やはりこういった報告書を、いつも言うことながらうのみにしないで、やはり市は市としての、当市としての考え方をやっていくべきだろうと思います。そういうことであるならば、この掛け率の質問で中断するようなことは私はないだろうと思います。

固定資産の償却費を 4,627 万 5,000 円と見ております。この見方も非常に私は疑問に思っております。なぜならば、4,627 万 5,000 円の根拠は概算工事費が 7 億 9,000 万となっております。固定資産の償却費だから、そうなるかもしれませんが、7 億 9,000 万、約 8 億、先ほどの答弁では 14 億が当市の負担です。14 億のうち 8 億が概算工事費です。ですから、あと 5 億ぐらいは、これも聞くと大変かと思うので、聞きませんが、私なりに大ざっぱに言えば、護岸工事とか、あと広場なんかもつくりますね。そういったものがあるでしょうが、私の見た感じではちょっと 2 億ぐらいがどこへいっちゃうのかなという感じがんですが、設計費が入っているか入っていないかわかりませんが、とにかく 7 億 9,000 万円の金額をもとにしてできた減価償却費が 4,627 万です。これを先ほどの利用料金制の中では市の負担分は半分である。その理由としては、いろいろな各種の交付金が交付されるからということになっております。

まず、どういった交付金が見込めるのかどうかを 1 点。さらにもう一つは、起債が 9 億 7,000 万円ございます。想定されております。その記載の償還に関して交付税措置はとられるのかどうか、その 2 点を、まずお尋ねいたします。

龍崎隆総合政策部長

1 点目の交付金が対象になるかという部分につきましては、農産物直売所等に係る交付金、これが該当するかどうか調査中でございます。

なお、地方債の償還に係る交付税措置につきましては、ないものと考えております。

大野誠一郎

起債償還の地方交付税の措置はないと、そして、いわゆる道の駅整備に関連する各種交付金については、直売所が今、検討中ですというか今やっておりますというような内容だと思います。

といいますと、このいわゆる利用料金制の減価償却費が 2,313 万 8,000 円というものが市負担分の減価償却です。ですから、それをいろいろなテナント料とか、あるいは利用料金に反映させているわけです。そして、その中の注意書きとして、市負担分の各種交付金を活用することを想定し、実質的な市負担分の減価償却を 2 分の 1 と想定したと、2 分の 1 を想定できるのかどうかお尋ねしたいと思います。

龍崎隆総合政策部長

今回の管理運営調査の中で、シミュレーションとして 2 分の 1 と設定したものでございます。

大野誠一郎

今の答弁に関しましては、シミュレーションの中で単純に 2 分の 1 というふうに行ったものというような答弁と受けとめます。なぜならば、先ほどから言っているように、減価償却費が 4,627 万 5,000 円だということ

とでいって、まず根拠としてやっているわけです。この 4,627 万は、先ほど言ったように直接工事の約 8 億、7 億 9,000 万円のものから算出した減価償却費が 4,627 万、そして、それを今の答弁のように単純に 2 分の 1、これが市の負担分ですよというような計算でテナント料、それから、指定管理者の利用料金の設定、つまり 4,627 万 5,000 円の半分は交付金があるから市の負担分は半分にしますよ、つまり 4,627 万を 2,313 万 8,000 円にして、その 50%が納付金ですよ。いわゆる固定費ですよ。そういうことだろうと思います。

今、指摘しましたとおり、これらについても今後十分検討をしていただきたいと思います。なぜかといいますれば、繰り返しますが、通常の経常的な管理運営費は全て賄いますと、ですから、当市の負担は余りありません。そういうことを強調しているわけですし、こういった運営調査の中でもそういった意味の調査はしております。そして、最後になって、ただし、30 年間にわたる市の負担分は 17 億円ですと、ちょっとこの分が陰をひそめております。その前段の利用料金制についても十二分に今後検討して進めていただきたいと、このように思います。

続いて、農業委員の任命に係る選考基準についてお尋ねいたします。

4 月 14 日でしたか、これまでの農業委員の任期が切れまして、新しい農業委員は公選制から任命制になったわけでございます。市長が任命をし、議会が同意をする。議会初日に同意されたわけでございますが、その農業委員の任命に対する推薦を受けた者、あるいは応募したものが定数を超えた場合には、任命の過程の公正性及び透明性を確保する措置をなさよということになっております。

さて、中山市長はどういった公正性及び透明性を確保するための措置を講じたのかをお尋ねしたいと思います。

中山一生市長

議員ご指摘のとおり、農業委員会等に関する法律施行規則第 5 条第 2 項において、農業委員の任命に当たっては任命の過程の公正性及び透明性を確保するために必要な措置を講ずるように努めなければならないとされているところです。

今、議員がおっしゃられたように、これまでの公選制の長い農業委員会制度の歴史の中から大きな転換があった、歴史的な転換があったというふうに考えております。任命制になって先日、議会の同意もいただいたという、これも大きな歴史の転換点の一つであったのかなというふうに考えているところでもございます。

ということもあって、やはり公平性、透明性を確保することは重要であるという考えから、当市においては平成 29 年 4 月 1 日に龍ヶ崎市農業委員会委員候補者選考委員会を設置したところです。この選考委員会の委員は、知識経験者を 3 名並びに副市長及び農業政策課を所管している市民生活部長としたもので、知識経験者は市内の農業関係団体などから 2 名、一般社団法人茨城県農業会議の職員の 1 名であります。

また、今回の農業委員候補者の応募及び推薦の人数が農業委員の定数 10 名に対しまして 12 名でありましたので、農業委員会委員候補者選考委員会を 4 月に 2 回開催し、選考を行っていただいたところです。

農業委員候補者の選考に当たっては、選考基準に従い、5 名の選考委員が農業委員候補者の応募及び推薦を受けた方一人ひとりに評価を加え、5 名の選考委員の合計点の上位 9 名を選考したも

のです。

また、農業委員会等に関する法律第8条第6項により、農業委員会に関し、利害関係を有しない方も農業委員に含めなければならないと規定されております。本来、複数の応募または推薦があれば、利害関係を有しない方に対しても選考基準に基づき選考するところですが、今回の公募に際しては農業を営んでいない方、いわゆる利害関係を有しない方がお一人でありましたので、選考基準に基づく選考ではなく、龍ヶ崎市農業委員会委員候補者選考委員会において利害関係を有しない方としての適正を農家台帳において農地を所有していないこと、農業所得がないことなどがわかる資料に基づき審議し、農業委員候補者として決定したところです。

大野誠一郎

ただいまの答弁では、公平性、透明性を保つための措置としては選考委員会をつくりましたということだろうと思います。ただ、選考委員会をつくったというだけでは、今回12名の方が応募、あるいは推薦をされたわけでございますけれども、なぜ2人が任命されなかったかということが非常にわかりにくい。この間の全員協議会の議員に対する説明としては、いろいろな選定基準が、10項目にわたる選定基準が示されました。その中でも、私は質問したわけですが、なかなかその内容を明らかにしてくれないということでもって、果たして公正性、透明性がどんなふうに確保されたのかということが疑問でありますので、こういう質問をするわけでございます。

まず、1番目に、今、市長がおっしゃった利害関係を有しない、いわゆる中立委員の選考でございます。今回は1人であるので、農家台帳に登録されていないということでもって、利害関係を有しない方、中立委員であるというようなことをただいま説明していただいたわけでございます。

今回の選考に当たりましては、やはりこれからの農業委員の選考について大変に重要であると考えますのでお尋ねしたいと思います。

まず、中立委員、利害関係を有しない委員ですが、今回はたまたま1人であったということですが、これが今後2人、3人、場合によっては5人ということになった場合のことも想定しなくてはなりません。この利害関係を有しない者の適正な人数というものは何人というふうに考えているのか、これは幅があっても結構でございます。おおよそで結構でございますので、適正な人数、そしてまた、やはり複数の場合にはどちらも農家台帳に登録していないということであるならば、何をもってして選考の基準とするのか、そういったことをお尋ねいたします。

加藤勉市民生活部長

まずはじめに、利害関係を有しない者が複数名であった場合の選考の方法についてであります。農業の方を農業委員候補者とする際の選考と同じように、農業委員会委員候補者選考委員会において、利害関係を有しない方に対応した選考基準に基づき選考していただくことになります。

当市では、この選考基準を推薦状況、女性、青年である場合、推薦を受けた者または応募した者の市内在住、市外在住の状況、資格または経験として、例えば資格でいいますと、弁護士、司法書士など、経験でいいますと、行政における委員経験など、推薦及び応募の理由や地域バランスなどを考慮した全体評価に区分して作成し、選考していただく予定でありました。

次に、利害関係を有しない者の適正な人数についてであります。農業委員会等に関する法律第8

条第 6 項において、農業委員会の所掌する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならない、このように規定はされておりますが、人数についてまでは規定はされておられません。国からは 1 名以上は農業委員として含めなければならないと示されているほかには、具体的な人数は示されておりませんので、その時々に応募の状況や推薦の状況に応じて選考していくことになるものと考えております。

大野誠一郎

続きまして、女性、青年の枠というものがございます。これは特に女性、青年の枠ということはあるわけじゃないんですけども、性別、あるいは年代別が均等にというか平準化されるような形で選んだほうがいいというような改正がございます。この女性、あるいは青年についての点についてお尋ねいたします。

また、今回の任命に関しては大分年齢が偏っているものと考えます。これについては、周知の徹底とか、あるいはこの法律の改正が、いわゆる任命制が浸透するに従って若干偏りもなくなるやと思いますけれども、そういった意味での偏らない方策、そういったことも考えるべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

加藤勉市民生活部長

今回の候補者は年齢に偏りがあることについてです。それともう一つ、今、大野議員から質問されました選考基準の女性、青年の項目についてです。

農業委員における女性、青年に関してであります。農業委員会等に関する法律第 8 条第 7 項において、農業委員の任命に当たっては農業委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならないと規定されております。この法律の条文規定により、国においては女性や青年、この場合、青年とは 49 歳以下を指しておりますけれども、女性や青年の登用に向けた機運を高めることを求めています。

今回の農業委員の公募は、平成 29 年 2 月 6 日発行の市広報紙りゅうほー、市公式ホームページなどで事前に周知を行い、3 月 1 日から 31 日までの期間で公募を実施しました。その結果は、農業委員の定数 10 名に対しまして 12 名の推薦及び応募がございました。応募状況からも女性は 2 名で、49 歳以下に該当する青年の方はおりませんでした。

また、農業委員候補者となられた方の平均年齢につきましては 68.2 歳で、現在の農業委員の平均年齢は 69 歳でありますことから、平均年齢に大きな変化はないものであります。

今回のこのような結果を踏まえ、次回の農業委員の公募に関しましては、推薦及び応募の周知方法並びに公募の時期などについて改めて検証してまいりたいと考えております。

大野誠一郎

ただいまの答弁では、女性、青年についての基準というのは明確に示されなかったと思いますが、ないものだろうと思うんですけども、あったら一つ答弁ください。女性、青年の選考基準があるのかということでございます。

先ほどの利害関係がない、いわゆる方の中立委員、あるいは農業や女性、青年については、私は別枠で選考基準を考えるべきだろうと思って考えております。それについていかがでしょうか。

加藤勉市民生活部長

ただいま女性、青年の基準、それともう一つは、中立委員は別枠で考えるべきじゃなかったんですかという質問をいただいたと思います。

まず、女性、青年の選考の項目、これにつきましては、加点として選考基準として設けたものです。今回、龍ヶ崎市農業委員会委員候補者選考委員会、大野議員からのご指摘のような内容も含めまして、例えば農業委員の経験であるとか耕作面積、第1回目の選考委員会、他の自治体の事例を見ながら選考基準を定めたわけですが、選考委員会の中でも幾つか次回については改善点があるだろうと、そんな指摘をされています。そのため、次回以降の選考では、ただいまお話ししました農業委員の経験であるとか耕作面積、もろもろ検討すべき内容がございますので、見直しの必要性も含めまして、今回の選考結果を検証しながら検討してまいります。

大野誠一郎

選考の基準が示されなかったものですので、今回はなかったということに受けとめてよろしいですね。

続けます。別枠で考えるべきじゃないかということに関しては、今まで質問したように、例えば中立委員は置かなくちゃならない、それから、性別、年代別に偏ってはいけないというような法改正の内容があるわけでございますので、こういった中立委員、それから、女性、青年というものを同じ中で、同じ土俵の中で評価すること自体が私は無理であろうと思います。

ただいま部長がお話ししました、耕作状況とか、あるいは農業委員の経験があるかないかということについては、次にお尋ねいたしますけれども、そういったものではくれないものが私はあるんじゃないかと思います。ですので、やはり適正な人数、そしてまた、それぞれの選考基準を設けるべきであるんじゃないかと思います。今後の課題として、ひとつ検討をお願いしたいと思います。

それで、選考基準の区分の中については推薦等の状況がございます。この推薦等の状況というものをちょっと聞きましたところ、団体推薦か、あるいは個人推薦か応募の推薦であるか、いわゆる自薦、他薦をもって評価が違うというような内容でちょっとお聞きしました。この推薦等の状況についての中身についてちょっと答弁願います。

加藤勉市民生活部長

選考基準である団体推薦、個人推薦、自己での応募で点数に差を設けていることについてであります。

農業委員会等に関する法律第9条第1項において、農業委員の任命に当たり、候補者の推薦と募集を行わなければならないと規定されております。当市の選考基準では、推薦及び本人の応募により配点を設けておりますが、この配点を公表し、公にすることで次回の農業委員候補者の公募において、より配点の高い方法が事前にわかってしまい、次回の農業委員候補者の公募による推薦及び応募の結果に影響がある、偏ったものになる、そんな可能性もあり、情報公開制度の事務事業執行情報に該当するものと考えております。

したがって、推薦及び応募に係る具体的な配点につきましては、公表を控えさせていただきたいと考えております。

大野誠一郎

透明性、公正性を確保するということでもって選考委員会ができた。そして、その中での選考基準の中で、明らかにこの推薦等の状況について配点がある。そして、それを配点することは、事務事業執行上好ましくないから明らかにできない。こんなばかなことはあるんでしょうか。

農業委員の候補者の推薦は、農業者、一農業者でも推薦できます。それから、農業者の推薦する団体、組織する団体、これが農業委員会法の第9条第1項で、1人の農業者でも団体でもいいんですよということが、この第9条第1項で言われております。それから、公募について、市長は上記のほか、上記のほかというのは推薦のほか、募集をしなければならない、つまり自薦でもいいと、そういうことですね、この市長は上記のほか募集をしなければならないという、農業委員会法の第9条第1項について書いてある、この件については自薦なわけです。ですから、自薦、他薦は同等であってしかるべきなんです。

それについて配点の評価は、どのように今回したんですかというのが先ほどの質問なんです。それを公表できないということはおかしいし、また、それを参考にして、次は偏る、例えば団体推薦の配点が一番よければ、みんな団体推薦でいいんじゃないんですか。いいんじゃないんですかというか、とにかく皆、公平なわけですから、同じ配点でしかるべきですから、こういう選考基準があること自体おかしい。部長、どう思いますか。

加藤勉市民生活部長

ご質問に十分的確な回答が悩むところではありますが、今のご質問は農業委員候補者の選考基準についてお聞きだと思いますので、総括的な答弁としましてお答えいたします。

農業委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、市長が任命するものであり、その事務処理につきましても、本来市長部局が行うこととなります。

当市におきましても、行政事務の効率化及び一体化を図るため、市長の権限に属する事務のうち、農業委員会委員の選任手続、農業委員会委員候補者選考委員会に関する事務などを、地方自治法第180条の2の規定に基づき、農業委員会と協議を行い、平成29年4月1日から農業委員会事務局職員に補助執行させているものであります。

したがって、農業委員の選考基準は農業委員会事務局において他自治体の事例や当市の状況等を考慮した上で素案を作成し、市長部局で了承を得た後、龍ヶ崎市農業委員会委員候補者選考委員会へ提示したものです。

大野誠一郎

全体的を外れた答弁でございます。私が先ほどちゃんと条文条項まで示してお話しをしているわけでございます。つまり自薦、他薦も同じじゃないですかと、それは農業委員会のほうの第9条第1項の中で自薦、他薦でいいんですよということを定めてあるにもかかわらず、それがどうして配点の評価が違うんですかと、そしてまた、それを公表できないということが事務事業執行上、支障があると、それはおかしいんじゃないんですかということを言っているわけですけども、この法に書かれていることが間違っているんですか。

加藤勉市民生活部長

今回の選考基準につきましては、先ほどの繰り返しになりますけれども、他市町村の事例なども調査した上で作成したものです。

また、これも先ほどご答弁いたしました、今回の農業委員会委員候補者選考委員会でも、いくつか

課題を指摘されておりますので、次回の選考の際にはそういったものの検証をしていきたいと考えております。

大野誠一郎

部長、私、おかしいことを言っておりませんよ。法にこのように書いてあるんで、団体推薦、個人推薦、それから、自分で募集をしなければ、いわゆる自薦、自薦、他薦いとわないですよということで書いてあるんですよ。それをなぜ今回やったんですか。そうすると、他市の状況を参考にしてということでありますけれども、それじゃ、全く当市の自主性は全くないですよ。質問を中断する必要も何もありません。今回は図らずも、こういうのを評価点に上げましたので、次回からは法にのっとった形で自薦、他薦の評価はしませんでいいんじゃないんですか、どうですか、部長。

加藤勉市民生活部長

もちろん今、大野議員がおっしゃられたように、法の趣旨にのっとり農業委員候補者を選考していく必要があると思われるので、次回の見直しの際にはそれらも含めまして検討してまいります。

大野誠一郎

なぜこだわるかどうか私全然わかりませんが、ひとつ法にのっとり、こういったものに関しては選考基準から外してほしいと、そんなふうに考えます。

続きまして、農業委員としての適性さ、あるいは農業委員の経験がある。これ先ほど、女性、青年のときにはこういったことを考えていきたいということを言っておりますけれども、それだけでなく、今回 12 名に対してのこういった農業委員の経験、農業委員としての適性さ、これをどんなふうな形で評価をしたのかをお尋ねしたいと思います。

加藤勉市民生活部長

農業委員の適性さの項目の定義についてであります。

すみません。申しわけありませんでした。質問されたのは農業委員の適性さの項目だと思いますので、申しわけありません。

この農業委員の適性さの項目の評価基準についてですが、農業に取り組む姿勢などで推薦理由、応募理由などによりまして農業により積極的に取り組む姿勢、ひいては農業者の代表でもある農業委員としてふさわしいのかを選考委員の方に判断していただいております。

大野誠一郎

農業委員の経験、それから、農業委員としての適性さは、それぞれ 5 点ずつ配点されているそうです。つまり私が聞きたい、どのように評価をしたのかというのは、農業委員の経験があるという場合には 5 点、ゼロの場合はゼロ点、あるいは農業経験 3 期しました、3 期以上、これは 5 点、2 期、4 点、1 期、3 点、経験なしはゼロなのか、それから、農業委員としての適性さ、非常に抽象的だろうと思います。私もその応募状況、推薦状況の内容を見ますと、全て農業委員としての適性があるというふうに感じます。その

中で5点が配点されている、この項目について、5段階であるのか3段階であるのか、一応の例示はあるのではないかと推測するわけですが、そうでないと、全く選考委員の印象というか、それだけで配点されるものか、それをお尋ねしたいです。

加藤勉市民生活部長

大野議員のほうから5点というお話がありましたが、選考に当たりましては、委員の皆様にはどんな基準を持って配点されているか、選考していただくためにお示しはしております。

大野誠一郎

そのお示し内容を示していただきたいと思います。

加藤勉市民生活部長

先ほどもちょっとお話ししましたが、情報公開制度の事務事業執行情報に該当するものと考えておりますので、配点の公表につきましては控えさせていただきます。

大野誠一郎

なぜこの選考基準について私がお尋ねするかという一つの根底は、その姿勢なんです、部長。事務事業執行上、これを明らかにすることできない。最初に聞きました。透明性、公正性、そのための選考委員会を設けました。そして、その選考委員会の中でこういった選考基準でやっていますということは、辛うじて議員の皆さん方にはお示ししました。こういった選考基準を明らかにしないで、これは選考委員の皆さん方が何点つけたかと、これはいいですよ。でもね、選考委員の皆さんがこういったものを基準にして、評価するためにこういったものを基準にしてやるかということは明らかにして何の支障がありますか。それをなくして透明性、公正性を確保したなんて、言えるんでしょうかね。

市長、見解をお伺いしてよろしいですか。市長もそう思いますか。

中山一生市長

農業委員の選考に当たりましては、この当龍ヶ崎市だけでなく日本全国どこも最初に選挙以外の選考ということで、初めて行う選考過程であったわけでございます。そんな中で、龍ヶ崎市としてもやはり他市の事例を参考にしなければならない。参考にする事例も初めてやったところの事例ということでもございますので、これはやはりこれからの今後の最初の選考であったということで、いろいろな問題点が出て、指摘事項もあったということで、今後の改善点はたくさん出てくるのかなという思いはございます。これは先ほどの部長の答弁のとおりでございます。

選考に関しましては、やはり農業委員として託す、農業委員を託していくのにふさわしい、そして、信頼のおける人物であるかということが大変重要なことになってくるわけでもございます。

先ほどの推薦の推薦、自薦、他薦の問題におきましても、やはり日頃から信頼関係を築いている団体からの推薦であれば、おのずとこれを基準点にするかどうか、これもやはり今後見直していかなければならない部分だと思うんですけども、おのずとやはり信頼度は高まってくる。これはもう大野議員も、それは私が言わなくてもご承知のところだと思います。

そんな中で、ただ、団体であれば推薦であれば全てオーケーかという、全ての団体が信頼のおける団体であるかどうかという問題が出てきたときに、また、これが一律では問題になってくるわけでもありますので、やはりこういう部分も見直しながら、次の選考に向けて、その選考基準を明らかにしていかなければならないと思います。

適性に関しては、先ほど部長の答弁にもありましたけれども、農業に取り組む姿勢、推薦理由、応募理由など、積極的に取り組む姿勢、ひいては農業者の代表でもある農業についてふさわしいかどうかを判断していくということで、これがその適性の評価、適性さの項目についての評価であると思いますので、これについてもやはりその全体評価、適性評価等々ございますけれども、トータルの中でやはり龍ヶ崎市の農業委員会として農業委員を託せるに値する、信頼できる人物であるかどうかを評価していくことが大切なことであると思いますので、今日、大野議員のご指摘いただいた点も含めまして、次の選考においては、よりよい選考基準を設け、さらにその選考基準に関しては、やはり応募して下さる方、推薦をしていただく方々にわかりやすい、公表しながらどのような方を推薦していただきたいのかを明らかにしていくべきであろうと私も思っております。

大野誠一郎

市長の答弁、今の部長よりは前向きな答弁かなと思っておりますので、ぜひ透明性、公正性に向けた取り組みをさらにもお願いしたいと思います。

1項目だけちょっと市長に今、聞かつもりじゃなかったんですが、事務事業執行上、支障があるなんてこと何回も言っているものですから、私は市長にはそのことについてどう思いますかということで聞いたつもりでありますけれども、市長の都合もありますでしょうから、今の答弁でいいといたします。

それで、もう一点、いわゆる耕作の状況というのがございます。これも推しはかるには、例えば10ヘクタール以上は5点、それから、5ヘクタールから10ヘクタールは4点とかと、こういう面積での耕作状況での評価なものかどうかをお尋ねしたいと思います。これにつきましては、10人の中立委員除いた9名の方を見ますと、非常に水田のほうに偏っております。水田耕作が偏っております。ご存じのとおり、龍ヶ崎では水田、それから、畑、それから、施設園芸プラス水田、施設園芸プラス畑とか、あるいは施設園芸だけというのがあります。これについても、単なる面積の耕作状況では評価ができないんじゃないかと、そんなふうに思いますので、今回の耕作状況に関しては、どういう評価の仕方をしたのかをお尋ねしたいと思います。

加藤勉市民生活部長

今回の評価基準の中で、面積のご質問だと思います。

今回の農業委員候補者の選考に当たり、この農業経営状況による評価も、繰返しになりますけれども、判断基準としております。それにつきましては、経営規模、耕作面積ごとに配点を設けて採点しております。

ただいま大野議員からもご指摘のとおり、農作物には水稻のほかに畑作物も作付している農業者もあり、一概に面積のみでの配点では公平性が担保されない場合もあると、そのように認識をしておりますし、選考委員会の中でもそういうご意見をいただいております。

したがって、次回の農業委員候補者の公募に当たりましては、耕作状況の項目を再度検討し、面積要件のほか、別要件を設けるなど、より適正な選考基準を作成してまいりたいと考えております。

大野誠一郎

今回はどのように評価したんですか。

加藤勉市民生活部長

すみません、先ほどもちょっとお伝えしたと思うんですが、耕作面積ごとに採点しております。

大野誠一郎

耕作面積ごとに採点しているということは、私が例えば 10 ヘクタール以上が何点、何ヘクタールから何ヘクタールまでは何点という形で配点したといった内容でよろしいわけですね。

はい、それで、そうだったということです。

なぜこの話もするかといいますと、今回の公選制から任命制になったのは、主たる業務が農地の最適化を図る、推進すると、これが大きな項目、趣旨、目的であります。そのためにこういった公選制から任命制をやるんですよね、やはり畑地からも、畑の地域からも選ばなければ、むしろこれから荒廃する農地は畑地が今、大きいわけです。それが現在 1 人もいないというような内容でございます。そういった意味からして、やはりこの耕作等状況につきましても、面積で評価をすること自体は不可思議ではないか、そんなふう思うわけでございます。

そのほかいろいろ、また言いたいことはありますけれども、大体一概に言えば、どうしても透明性、公正性を確保するためには、やはりそういった選考基準と、選考基準の項目と配点を公表すべきであろうし、それからまた、場合によっては全体評価、各選考委員の評価の点数はいいとして、全体の評価の点数は明らかにしてもよろしいんじゃないかと、それが透明性、公正性を確保する措置ではないかと私は思います。部長、どうですか。

中山一生市長

この農業委員会委員の選考については、私の責任のある立場での取り組みでもございますので、これに関しては先ほど申し上げましたように、農業委員会の委員として任せるにふさわしい信頼のおける人物であるかどうかを評価するのが、この選考委員会の役割だと思っております。それにおきましては、選考基準をすべき細かく定めて、それによって選考するのであれば、A I 何かに任せておけばいいわけでもございますので、やはり人間の評価、これは人間がその人物に対してどのような評価をするかは、選考委員一人ひとりによって違う、そのために選考委員会が私はあるというふうに考えているところでもありますし、その辺の細かな全体評価などにおいては、やはり個人個人の委員の皆さんの責任において評価、採点されているものというふうに思っておりますし、私はそれについては信頼を置いて、その委員を託しているわけでもございますので、その点に関しましては、その細かな採点の基準とかということではなくて、やはり人間としての人物を評価する範疇に入っているということでご理解をいただければと思います。

大野誠一郎

市長、私は選考委員をして選考委員会、あるいは選考委員を否定しているわけでもないし、それに対して何ら言っているわけじゃございません。その選考委員会の皆さんが評価すべきその評価については、公表しても、明らかにしてもよろしいんじゃないんですかと、それを何点にするかは、これは選考委員の皆さん

が自主的な判断でもって、これまでの経験、いろいろな形で判断するわけですから、それについては私は何ら申し上げてないんです。その評価すべき選考基準は明らかにすべきだろうと、そういう内容でございます。ひとつ検討してください。

続きまして、キャンプ地誘致についてお尋ねいたします。

キャンプ地誘致につきましては、キューバの柔道が大変進捗していると、決定する方向で進捗しているというふうに察いたします。

そこで、キャンプ地誘致の意義についてお尋ねいたします。市長、よろしくお願いいたします。

中山一生市長

1964 年のアジア地域初のオリンピック開催から、今回東京での 2 度目の開催となる 2020 年の東京オリンピック・パラリンピックを控えているというところでございますが、私は 1964 年当時は 2 歳の年であったわけですので、ほとんど記憶がないわけでもございますが、当時 14 歳だった大野誠一郎議員におかれましては、恐らくオリンピック開催を控えて胸を躍らせて、そしてまた、オリンピックを見て興奮もされたのではないかなというふうに、うらやましく思っているところでもございます。

そんな中で、世界的なスポーツの祭典でもありますオリンピック・パラリンピックでございます。オリンピック憲章の中にも、スポーツを通じた人間育成と世界平和という平和の祭典という位置づけもございます。より多くの国、地域から参加者を迎え、世界中の多くの人々が夢と希望を分かち合える歴史に残る大会にしていきたいという思いは、日本全国民の共通の願いではないかなと思っておりますし、前回の東京オリンピックに高度成長の大きく加速した経験もあるわけでもございます。自信を失いかけてきた日本を再興し、成熟社会における先進的な取り組みを世界に示す契機となるよう、国民総参加による日本全体の祭典として取り組んでいくことが国の基本方針でも示されているところです。

先日、キューバの大使とお目にかかってまいりました。キューバ大使は前々回の、前々々回になるんだかね、北京オリンピックのときにも、実は中国大使であったということでございます。私はオリンピック大使なんだというような、ちょっと冗談もおっしゃっておられましたけれども、それらの大使自らの経験からのお言葉だと思いますけれども、このようにもう開幕 3 年前、もう本当に 4 年前からだったんだろうと思うんですけれども、各キャンプ地を申し込む団体などがきめ細やかにおもてなし、お迎えをする準備をされている国は今までなかったと、これは本当に日本は素晴らしいおもてなしの国だなというようなお話をさせていただいて、私もうれしく思ったところでもございます。

こういう日本のお国柄、国民性、そのおもてなしの精神を世界に知っていただくにも、本当に大切な機会であるというふうに考えているところでもございます。

また、日本は世界からも大きな支援をいただいた東日本大震災を経験して、まだ間もないわけでもあります。復興の後押しとなるよう、復興五輪としても被災地と連携した取り組みの推進なども示されているというところでもございます。

国の基本方針を踏まえて、本市といたしましてもスポーツ健康都市を宣言していることもございます。市民スポーツの推進を市政の柱の一つに掲げているまちとして、また、大学スポーツ界でトップアスリートを輩出し、様々なスポーツ分野で世界のナショナルチームとも交流を持っている流通経済大学のあるまちとしての立地環境を最大限に生かしながら、日本を挙げての世界のスポーツの祭典に、本市も率先して協力貢献していくことが大切な取り組みの一つと考えているところです。

前回の東京大会では、龍ヶ崎市名誉市民でもある岡野功氏の柔道競技での金メダル獲得という大変盛り上がった龍ヶ崎市でもあります。今大会では事前キャンプ地という形で、日本挙げての世界のスポーツの祭典を市民の皆様にご直接体感していただき、市民を挙げて大会を盛り上げていながら、本市の新たな活力につなげていくとともに、スポーツ健幸日本一を掲げる本市のスポーツの振興、特に子どもたちに世界のトップアスリートとの触れ合いなどを通して、すばらしい経験と将来の夢や希望につながっていく取り組みにしていただけたらいいなというふうに考えております。

現在、流通経済大学の部活動関係者と市などでキャンプ地招致に特化した龍ヶ崎市国際スポーツ大会キャンプ等招致活動委員会を設置し、招致活動を展開してきているところです。市民の皆様には、適時この活動の経過等につきまして、引き続きお知らせをまいりますし、マスコミの方も注目をしていただき、報道していただいているところでもございます。

具体的には、2019年に開催されます茨城ゆめ国体で柔道競技の会場となる本市におきましては、国体を通じた柔道協議を引き続き盛り上げていくべく、流通経済大学柔道部の人脈を通じて、キューバ共和国の柔道チームの招致を進めてきているところです。先ほど申し上げました。これまでキューバ共和国とは、4月11日に大使が龍ヶ崎市に来ていただいているということもございます。本市を視察されるなど、良好な関係を構築しているのは先ほど申し上げたとおりでございます。6月28日から7月3日にかけてキューバ共和国を訪問して、キューバスポーツ庁、キューバ柔道連盟と事前キャンプに関する基本協定を締結する予定となっているところでございます。ちょっとお時間をいただいて紹介をさせていただきます。

今後は、事前キャンプの受け知れに向けまして、流通経済大学、スポーツ関係団体など、関連する多くの関係団体の皆様のご理解、ご協力をいただきながら、事前キャンプの受け入れ、おもてなしの体制を構築し、皆様のご協力をいただきながら、本市を訪れる選手団の皆様がリラックスしながら大会に向けた調整活動ができる環境を整え、万全な体調のもとで大会に臨むことができるよう、事前キャンプ受け入れの準備を進めてまいりたいと考えているところでございますので、議員の皆様におかれましても、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。

寺田寿夫議長

時間になりましたので、以上で大野誠一郎議員の質問を終わります。

【注意事項】

ここに記載した龍ヶ崎市議会定例会における答弁内容は、掲載に向けて一部体裁等を調整しておりますが、答弁内容については公式に発表された議事録と照合した上で、忠実に再現しております。